

平成30年 1 月 25日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市特別職報酬等審議会
会 長 齋 藤 周 藏

特別職及び議会の議員の報酬等の額について（答申）

平成29年12月7日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、審議の結果、次のとおり答申します。

答 申

- 1 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の報酬等の額
市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の報酬等については、
現行額に据え置くことが適当である。

- 2 審議会開催状況
第1回審議会 平成29年12月7日
第2回審議会 平成29年12月27日
第3回審議会 平成30年1月17日

- 3 審議経過及び内容
平成29年12月7日、市長ほか特別職及び議会の議員の報酬等の額
について諮問を受け、3回の審議会を開催した。
審議に当たり、各種資料に基づき、近隣市や産業構造が類似した
都市（類似団体）の報酬等の状況、社会経済情勢や市の財政状況等
を比較し、市民各層の代表としての自覚と責任のもとに、公平、不
偏の立場で広範な視点から慎重に審議した。
 - (1) 西脇市の財政指標については、行財政改革により、類似団体や
県内の人口規模が同程度の都市と比較すると中位にある。また、
この2年間において財政運営状況が著しく変動した傾向は見られ
ない。
また、地域経済の景況感については、地場産業において依然厳
しい現状が続いているものの全体的には上向いている。
 - (2) 市長及び副市長の給料月額、神戸市を除く兵庫県内28市中17
位であり、教育長においても16位となっており、決して高い給料
月額とは言えず、北播磨地域各市との比較でも、西脇市の給料月
額は低い状況である。しかしながら、過去2年間の西脇市におけ
る社会経済情勢が大きく変動していることもなく、また、類似団
体との比較では、やや高い傾向にあるため、総合的に判断してお
おむね均衡は図られていると言える。
議員の報酬も市長等特別職の給料と同じ傾向にある。
 - (3) 急速な人口減少、少子高齢化の進行に加え、地方分権や権限委
譲が進む中、これまで以上に特別職の果たすべき職責及び役割は
大きくなっていくが、それに応じた報酬等にすることが望ましい。

以上の観点から、報酬等については、改定する状況にはないとの見解であり、職務と責任の関係や近隣市との均衡など総合的な視点から、現行額に据え置くことが適当であると判断した。

4 附帯意見

特別職の報酬等について、現行額に据え置くことが適当であるとの結論に至ったものであるが、現時点の判断であり、今後の社会経済情勢等の変化によっては、改定が必要になることもあり得る。

また、当審議会が政治的判断に基づく特別職等の給料、議員の報酬の自主減額のあり方について意見を述べることは適切ではないが、報酬等の額については当審議会の答申内容を尊重することとし、期末手当の支給月数についても、国における特別職及び一般職の給与改定の状況に鑑み、また、近隣市との均衡も考慮した支給月数とするのが望ましいとの意見を附することとした。

5 おわりに

現在、地方創生の取組による地域間競争の進行や、新庁舎・市民交流施設の整備等の大型事業が控える中、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市民の代表としての市議会議員には、今後果たすべき役割がますます増大するとともに、これまで以上に市民の期待が寄せられている。

これらを十分に認識され、今後とも市政の発展と市民福祉の増進のために、なお一層御尽力されることを期待する。

【参考】特別職等の給料月額

市長	921,000円	(据置き)
副市長	750,000円	(据置き)
教育長	665,000円	(据置き)
議長	465,000円	(据置き)
副議長	408,000円	(据置き)
議員	370,000円	(据置き)

西脇市特別職報酬等審議会委員名簿

会 長	齋 藤 周 藏
副会長	大 西 義 文
委 員	東 田 万智子
委 員	朝 井 崇 雅
委 員	荻 野 博 久
委 員	西 村 康 志
委 員	浅 野 良 一
委 員	武 部 千 栄
委 員	柏 木 誠 美